

有之候へば官位の品に依て公卿王之字之品極リ申也、白川殿之王ハ格別事也、

〔歷代皇紀宇多〕宇多天皇 元慶八年四月十三日爲源氏八任侍從、號王侍從、

○按ズルニ、宇多天皇、當時孫王タリシヲ以テ王侍從ト云ヒシナリ、

〔日本書紀二十九〕二年二月癸未、天皇初娶鏡王女額田姬王、生十市皇女、

〔日本書紀三十〕五年正月癸酉朔、賜中内親王、女王、内命婦等位、

〔續日本紀文武〕三年正月甲申、淨廣參坂合部女王卒、

〔榮花物語二〕様々の悦二まことや、このころの齋宮にては、式部卿の宮平爲の女御子腕の御おとらと

のなかのみや子恭ぞおはします、

〔榮花物語十二〕あるがなかのおとみや子是は、三條の入道一品宮平爲の御子に去たてまつら

せ給ひし、十ばかりにやおはしますらん、こたみの齋宮にゐさせ給ひぬ、

○按ズルニ、コハニ云ヘル宮ハ即チ女王ナリ、

〔榮花物語月宴〕朱雀院は、御子たちおはしませざりけり、たゞ王女御保醍醐皇子ときこえける御

はらに、えもいはすうつくしき女みこ子昌一所ぞおはしませしける、

〔源氏物語五〕内にも里にても、ひるはつくぐとながめくらして、くるればわら命婦をせめ

ありきたまふ、

○按ズルニ、わう命婦トハ、皇族ニシテ命婦タルヲ云フ、

〔合義解四〕凡皇兄弟皇子皆爲親王中以外並爲諸王、自親王五世、雖得王名不在皇親之限、

〔六典二〕親王之子承嫡者爲嗣王、皇太子諸子並爲郡王、親王之子承恩澤者、亦封郡王、諸子封郡

公、其嗣王郡王、及特封王子孫承襲者、降授國公、

〔續日本紀文武〕慶雲三年二月庚寅、准令五世之王、雖有王名不在皇親之限、今五世之王、雖有王名已